

側溝清掃実施受付をされた皆様へ

光市環境事業課

側溝清掃による溝土等の取扱いについて（お願い）

溝土を入れた土のう袋に、草・落葉・木や缶・びんなどが混ざっている場合があります。回収した土のう袋の土砂は、収集した業者が、残土処理場に搬入しておりますが、搬入できるものは、「土と砂」に限られています。他のごみ等が混ざっている場合は、搬入ができませんので、下記により周知徹底をお願いいたします。

記

土のう袋には、土と砂（小石は可）以外は入れないでください。

土のう袋に半分程度を入れて、紐は縛らないでください。また、交通の支障にならない場所に集積し、水切りをしてください。

缶やびん、ペットボトル等の不燃ごみは、分別をして指定日に出してください。

※資源ごみで、汚れたものは、陶磁器・ガラス・ゴム類

草・木・落葉等の燃えるごみは、できる範囲で、土を落として指定日に出してください。

※ 収集は、原則、土日・祝日はしません。また、収集するものは、溝土（土のう袋）のみですが、その他のごみ（缶やびん等）の量が多くて処理が困難なときは、別に収集しますのでご連絡ください。

※ 溝土を処理場に搬入の際、搬入前に異物がないか確認していますが、異物が混入されている場合が見受けられます。その場合は、処理場に搬入できませんので、異物を取り除いていただくこととなりますのでご注意ください。

問合せ先：0833-72-1400（内線300）